

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

### 新潟県規則第20号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p><b>第4条</b> （略）</p> <p>2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第19条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る同号ニからリまで、ルからワまで、<u>ム</u>及び<u>ヰ</u>に掲げる情報並びに同号ヌに掲げる情報に準ずる情報とする。</p>	<p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p><b>第4条</b> （略）</p> <p>2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第19条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る同号ニからリまで、ルからワまで、<u>ラ</u>及び<u>ウ</u>に掲げる情報並びに同号ヌに掲げる情報に準ずる情報とする。</p>
<p>（条例別表第3の規則で定める事務及び情報）</p> <p><b>第5条</b> 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、省令第19条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要保護者等に係る同号ナ及び<u>ラ</u>に掲げる情報とする。</p> <p>2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要支援者等に係る同号ナ及び<u>ラ</u>に掲げる情報とする。</p> <p>3 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第19条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る同号ナ及び<u>ラ</u>に掲げる情報とする。</p>	<p>（条例別表第3の規則で定める事務及び情報）</p> <p><b>第5条</b> 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、省令第19条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要保護者等に係る同号ネ及び<u>ナ</u>に掲げる情報とする。</p> <p>2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要支援者等に係る同号ネ及び<u>ナ</u>に掲げる情報とする。</p> <p>3 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第19条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る同号ネ及び<u>ナ</u>に掲げる情報とする。</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。